ブルセラ病、結核病又はヨーネ病の検査を行つた第九条第二項第一号から第四号までに掲げる牛（患畜及び疑似患畜を除く。）	左耳	耳標　別記様式第七号 塗装　「V」の文字 脚環　別記様式第八号
豚熱予防液の注射を行つた豚及びいのしし	背部	
家きんサルモネラ感染症の検査を行つた鶏（患畜及び疑似患畜を除く。）	左脚	
伝達性海綿状脳症の検査を行つた第九条第二項第十号に掲げる牛の死体（患畜及び疑似患畜を除く。）及び同項第十一号に掲げるめん羊又は山羊の死体（患畜及び疑似患畜を除く。）並びにその他の家畜（蜜蜂並びに患畜及び疑似患畜を除く。）	都道府県知事の定める箇所（牛及び水牛にあつては、耳を除く。）	都道府県知事の定める標識

（指定骨肉皮毛類）

第十六条　法第十一条の農林水産大臣の指定する骨肉皮毛類は、次のとおりとする。

一　（略）

二　出血性敗血症若しくは豚水胞病の患畜若しくは疑似患畜若しくはこれらの死体又は豚熱の疑似患畜若しくはその死体から分離された骨肉皮毛類

（化製場における設備及び製造方法）

第十七条　（略）

2　法第十一条の農林水産省令で定める方法の基準は、次のとおりとする。

一～三　（略）

四　輸入された骨肉皮毛類であつて、牛、水牛若しくは鹿又はこれらの死体から分離されたものについては牛疫、牛肺疫、口蹄疫及び出血性敗血症の、馬又はその死体から分離されたものについては鼻疽の、めん羊若しくは山羊又はこれらの死体から分離されたものについては牛疫、口蹄疫及び出血性敗血症の、豚若しくはいのしし又はこれらの死体から分離されたものについては牛疫、口蹄疫、出血性敗血症、豚熱、アフリカ豚熱及び豚水胞病の病原体がその化製工程中に完全に消滅されること。

五　出血性敗血症若しくは豚水胞病の患畜若しくは疑似患畜若しくはこれらの死体又は豚熱の疑似患畜若しくはその死体から分離された骨肉皮毛類については、これらの監視伝染病の病原体がその化製工程中に消滅されること。

六　（略）

（患畜等の発生の通報及び報告）

第二十五条　法第十三条第四項の規定による通報（関係都道府県知事にするものを除く。）は、第二十二条各号に掲げる事項につき、第一号及び第二号に掲げる家畜にあつては電信若しくは電話又はこれらに準ずる方法により、第三号に掲げる家畜にあつては郵便又はこれに準ずる方法によりしなければならない。

一　牛疫、牛肺疫、口蹄疫、流行性脳炎、水胞性口炎、リフトバレー熱、出血性敗血症、鼻疽、アフリカ馬疫、豚熱、アフリカ豚熱、豚水胞病、家きんコレラ、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ又はニューカッスル病（第一条の二各号に掲げるものに限る。）の患畜又は疑似患畜

二・三　（略）

2・3　（略）

ブルセラ病、結核病又はヨーネ病の検査を行つた第九条第二項第一号から第四号までに掲げる牛（患畜及び疑似患畜を除く。）	左耳	耳標　別記様式第七号 塗装　「V」の文字 脚環　別記様式第八号
豚コレラ予防液の注射を行つた豚及びいのしし	背部	
家きんサルモネラ感染症の検査を行つた鶏（患畜及び疑似患畜を除く。）	左脚	
伝達性海綿状脳症の検査を行つた第九条第二項第十号に掲げる牛の死体（患畜及び疑似患畜を除く。）及び同項第十一号に掲げるめん羊又は山羊の死体（患畜及び疑似患畜を除く。）並びにその他の家畜（蜜蜂並びに患畜及び疑似患畜を除く。）	都道府県知事の定める箇所（牛及び水牛にあつては、耳を除く。）	都道府県知事の定める標識

（指定骨肉皮毛類）

第十六条　法第十一条の農林水産大臣の指定する骨肉皮毛類は、次のとおりとする。

一　（略）

二　出血性敗血症若しくは豚水胞病の患畜若しくは疑似患畜若しくはこれらの死体又は豚コレラの疑似患畜若しくはその死体から分離された骨肉皮毛類

（化製場における設備及び製造方法）

第十七条　（略）

2　法第十一条の農林水産省令で定める方法の基準は、次のとおりとする。

一～三　（略）

四　輸入された骨肉皮毛類であつて、牛、水牛若しくは鹿又はこれらの死体から分離されたものについては牛疫、牛肺疫、口蹄疫及び出血性敗血症の、馬又はその死体から分離されたものについては鼻疽の、めん羊若しくは山羊又はこれらの死体から分離されたものについては牛疫、口蹄疫及び出血性敗血症の、豚若しくはいのしし又はこれらの死体から分離されたものについては牛疫、口蹄疫、出血性敗血症、豚コレラ、アフリカ豚コレラ及び豚水胞病の病原体がその化製工程中に完全に消滅されること。

五　出血性敗血症若しくは豚水胞病の患畜若しくは疑似患畜若しくはこれらの死体又は豚コレラの疑似患畜若しくはその死体から分離された骨肉皮毛類については、これらの監視伝染病の病原体がその化製工程中に消滅されること。

六　（略）

（患畜等の発生の通報及び報告）

第二十五条　法第十三条第四項の規定による通報（関係都道府県知事にするものを除く。）は、第二十二条各号に掲げる事項につき、第一号及び第二号に掲げる家畜にあつては電信若しくは電話又はこれらに準ずる方法により、第三号に掲げる家畜にあつては郵便又はこれに準ずる方法によりしなければならない。

一　牛疫、牛肺疫、口蹄疫、流行性脳炎、水胞性口炎、リフトバレー熱、出血性敗血症、鼻疽、アフリカ馬疫、豚コレラ、アフリカ豚コレラ、豚水胞病、家きんコレラ、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ又はニューカッスル病（第一条の二各号に掲げるものに限る。）の患畜又は疑似患畜

二・三　（略）

2・3　（略）